

公益社団法人を選択した 中規模学会の現状

2013年10月22日
公益社団法人 環境科学会
会長
細田 衛士

はじめに

- 環境科学会：2013年7月1日に公益社団法人に移行を完了
- 本発表の概要
 - 公益社団法人移行の意思決定プロセス
 - 移行手続きの進行経過
 - 移行後の現状と課題

環境科学会の歴史

- 1987年11月29日：任意団体として設立
(科学研究費環境科学特別研究のグループを母体として学会設立)
- 1993年6月25日：社団法人化
(主務官庁＝文部省)
- 2008年12月1日：新制度施行により特例民法法人化
- 2013年7月1日：公益社団法人移行

環境科学会の概要

- 総会員数：1125人（2012年12月31日現在）
 - 正会員数：929人
 - 目的（定款4条）：人間と環境に関わる学問分野の専門家及び研究者相互の交流を図り、さらに、その有機的連携のもとに、環境科学に関する諸問題を学際及び総合的に調査・研究し、もって、環境学術文化の発展に寄与するとともに、これら成果の普及及び啓蒙に努め、世界の環境保全・創造に貢献すること
- ⇒環境科学研究を横断的にカバーすること

環境科学会の概要（２）

- 主要事業（定款５条）：
 - 年会、討論会及び講習会等の開催
 - 学会誌及び学術図書 の刊行
 - 環境の保全・創造に関する調査及び研究
 - 研究の奨励及び研究業績の表彰
 - 内外の関連学協会との交流及び協力
 - 会員相互の情報及び研究の交流
 - その他前条の目的を達成するために必要な事業

新制度への対応方針の意思決定

- 2008年3月：新制度の概要の公表を受け、理事会において予備検討・情報収集に着手
- 2008年12月：新制度施行を受け、対応方針を理事会で議論し、総会議案を作成
- 2009年3月：総会で以下の方針を承認
 - 法人制度関連法規の改定に伴い、当学会は公益社団法人への移行を目指して準備を進める
 - 公益認定申請時期は、早ければ2010年度、遅くとも2011年度とする
 - 今後の準備進行の過程において必要と認められた場合には、一般社団法人への移行に切り替えることも、可能性として残す

公益社団法人移行を選択した理由

- 従来から当学会は公益性を重視した学会運営
(←設立の経緯)
 - 今後もその方針を堅持することが妥当との判断
 - ただし、公益社団法人と一般社団法人にはそれぞれ利害得失がある
- ⇒検討の状況によっては一般社団法人への移行も選択肢となり得るという余地を残した

移行に向けた作業体制

- 理事会の下にWGを設置
 - すべて内部人員（理事・事務職員）による作業で対応
 - 外部委託は一切ゼロ
 - 会計業務の補助をお願いしている倉澤毅税理士には数回にわたり助言を得た
- ⇒内部人員のみで作業したため、費用は事務的費用（印紙等）と交通費のみ
- ⇒移行手続きが当初計画より遅れる原因

公益認定申請への道のり

- 2009年度：新定款案作成、公益認定条件合致状況確認
⇒公益認定条件はクリア可能であることを確認
- 2010年度：新定款案承認、公益認定申請準備、諸規則整備
 - ＊申請準備途上で新定款案の不備発覚
 - ⇒新定款案の修正版作成
- 2011年度：新定款案修正版承認、公益認定申請に伴う会計システム移行準備
 - ＊担当理事が東日本大震災の対応に忙殺され、作業が停滞

公益認定申請への道のり（２）

- 2012年度：新定款案再修正版作成、総会承認、公益認定申請書類作成
 - ＊新定款案で収支予算を従来案の総会決定事項から理事会決定事項とするよう変更
 - ⇒収支予算書を年度内に内閣府に提出のため
 - ＊公益認定申請書類を担当理事と事務職員で作成
 - ⇒予想以上に時間を要した
- 2012年11月1日：公益認定を電子申請

認定申請から承認まで

- 移行日の設定で難航
 - ＊当学会の会計年度は1～12月
 - ⇒1月1日移行が望ましいが法務局休業日のため登記が不可能
 - ⇒申請が遅れたことや、役員改選が重なったこともあり、3月1日、4月1日等の案を経て、最終的に7月1日移行を申請
- 申請書類に対する内閣府からの修正指示や確認事項には、その都度最短期間（即日～1週間以内）で対応

認定申請から承認まで（２）

- 2013年5月17日：最終的な修正書類を提出
- 5月22日：公益認定等委員会内部の審議会で承認
- 5月31日：外部有識者による審議会で承認
- 6月7日：認定答申
- 6月25日：公益認定書交付
- 7月1日：東京法務局墨田出張所に移行登記

移行後の経過

- 新法人の役員は旧法人の2013年3月総会で選任された役員がそのまま就任
- 2013年7月6日：新法人第1回理事会
 - 移行経過報告
 - 旧法人決算案承認（総会付議）
 - 新法人収支予算承認
 - 諸規則承認（多くは旧法人からの継承）

移行後の状況と課題

- 当学会は従来の組織や体制、活動内容をほとんど変更せずに移行
 - ⇒日常的な活動状況には特に変化なし
 - ⇒公益認定条件への合致を常にチェックしながら運営する必要があるが、大きな負荷にはなっていない（むしろdue processが明確になった）
- 年度途中の移行であったため、今年度は決算と事業報告を2回作成
 - ⇒総会が1回のみのため、それほど大きな負荷ではない
- 課題は今後見えてくる可能性があるが、むしろ会員減少対策等の従来からの課題のほうが大きい

公益法人移行に対する所見

- 新制度では登記手続きが簡便化
⇒学会のような法人、特に中小規模の法人にとっては、メリットが大きい
- 新制度では公益性の判定が公益認定等委員会に一元化
⇒認定基準や報告義務の統一により、他法人との情報共有が容易に
- 結論として、中規模学会である当学会には、大変有難い制度改革
⇒より小規模な学会に対しても、同様のメリットがあると推定される

おわりに

- 当学会は公益社団法人移行のための作業をすべて学会内で完結させる方針で取り組み
- そのためスケジュール面では当初予定より大きく遅れたが、5年の期限内に公益社団法人移行を完了
- 多くの関係者の皆様のご支援に深く感謝いたします